

〈連載〉 国際人権先例紹介 (4)

女性差別撤廃委員会

通報番号 18/2008

レイプ事件の裁判におけるジェンダーに基づく神話や誤解に依拠した無罪判決は、法的その他の差別をなくす締約国の義務に違反するという申立が受理され、通報者への補償と一般的措置の実施が勧告された事例

通 報 者	Karen Tayag Vertido
当 事 国	フィリピン
通 報 日	2007年11月29日
見 解 採 択 日	2010年7月16日
条 約 発 効 日	1981年9月4日
選択的議定書発効日	2004年2月12日

事案の概要

1 通報者は、ダバオ市商工会議所事務局長を勤めていたフィリピン国籍の女性である。通報者は、1996年3月29日、車で家まで送るといふ同会議所会頭のJ.B.C. (または、被告) によってモーターに無理やり連れて行かれ、レイプされた。

2 通報者は、4月1日に被害届を警察に提出したが、検察官の審査により却下された。これに対して通報者は不服を申立て、10月24日に却下の決定が覆された。事件は11月7日に裁判所に登録され、裁判所が同日逮捕状を発行したが、J.B.C. が実際に逮捕されたのは80日以上あとだった。事件は、1997年から2005年まで地方裁判所レベルに留め置かれた。裁判では、精神科医が通報者はレイプによるPTSDを発症していると証言したが、被告は、性行為は同意の上であり、通報者とはそれ以前も関係があったと主張した。2005年4月26日、ダバオ市地方裁判所のVirginia Hofleña-Europa判事は、最高裁判所の判例による(a)レイプ被

害を訴えることは容易だが立証は難しく、反証はさらに困難である、(b) 当事者しか介在しないレイプ事件の性格から原告の主張は慎重に精査すべきである、(c) 訴追の証拠はそれ自体で有効であるべきであり、弁護側の証拠の弱さに依存すべきでないという3つの原則に従い、通報者の証言は信頼性を欠くとして、J.B.C. に無罪を言い渡した。また、判決は最高裁の「被害者が逃げなかったことによりレイプの事実を否定するものではない」とする判断に言及したが、本事案においてはなぜ通報者が逃げなかったのか理解できないと述べたほか、通報者が抵抗していれば60代の被告が行為を続けることは出来なかったはずだとして、性行為自体の主張にも疑問を呈した。

3 通報者の主張は以下の通りである。

- 1) 当事国は、通報者の非差別の権利を尊重、保護、促進、充足する法的義務および司法を含む公的機関による差別から女性を保護する義務を果たしておらず、無罪判決は、条約2条(c), (d), (f) 違反に相当する。また、無罪判決は、レイプとその被害者に関するジェンダーに基づいた神話と誤解に根ざしており、一般勧告19との関連における条約1条、さらには5条(a)に違反する。長期の訴訟、通報者と家族に対する報道被害、失業、PTSD等、事件の影響に対する保護が得られていない。裁判官は性暴力被害に関する理解を欠いているが、教育研修は行われていない。
- 2) 国内手続については、上記無罪判決が最終決定であり、通報者は上訴できない。改正裁判所規則65条に規定する特別救済手続は、裁判管轄権に関する問題を対象としており、また、刑事事件は「フィリピン人民」の名において提訴されるため、被害者は65条申請要件の原告ではない。よって、利用可能な国内救済手続は完了しており、他の国際手続に

よる検討も行われていない。

3) 通報者は、委員会に対して、条約2条(c), (d), (f)に関する差別の被害者と認定することおよび以下について当事国に勧告するよう求めている。通報者が受けた身体的、精神的、社会的被害に対する金銭補償を提供すること、当該事件の裁判官による判決の傾向に関する調査、性暴力に関する司法関係者の教育プログラムの開発、実施、効果の監視、レイプ被害者に上訴の権利を認めること。性暴力関連法の改正やレイプ被害者支援保護法執行のための予算配分等の実施。女性の人権の尊重、保護、促進、充足、性暴力の捜査、訴追、処罰における相当の注意義務の履行、被害者のための法律扶助制度や救済手続の確立、被害者と家族への適切な保護と支援サービス、法執行機関、検察、司法における汚職への対処。

4 これに対し、当事国は、無罪判決が即時に最終決定となることは事実だが、裁判所規則65条に規定する事件の移送命令書(certiorari)を得て判決を無効にすることは可能であり、最高裁では被害者による申請を認めた例もあるので、通報者が当該手続を利用できないわけではないと反論した。

5 これに対し、通報者は、65条の手続が仮に利用できたとしても、判決の不備については適用されない。当該手続利用のための高額な弁護士費用を考えれば、選択議定書4条1項にいう「利用可能」あるいは「効果的」な救済とはいえず、当該規定により刑事事件の被害者の訴えが認められた例はないと主張した。

受理許容性に関する検討

1 本通報が他の国際的手続により検討されていないこと、通報者は裁判所規則65条の手続を利用できないこと、通報者による条約2条(c), (d), (f) および5条(a)違反の主張が十分に立証されていることから、委員会は2009年7月28日に当通報は受理可能であると

宣言した。

2 これに対し当事国は、特別手続は刑事事件においても利用可能であり、無罪判決を無効とする可能性があるとして主張した。

委員会の見解

委員会は、ダバオ市地方裁判所における無罪判決がレイプおよびその被害者に関するジェンダーに基づく神話と誤解に依拠しているという通報者の主張を検討し、これが条約2条(c), (f), 5条(a)に基づく通報者の権利の侵害と法的プロセスにおける差別を終了させるという締約国の義務違反に相当するか否かについて決定する。委員会は、事実の認定および被告の刑事責任について当事国の国内機関に代わって決定するものではない。また、2条(d)に関する違反の有無については、本事案との関連性が低いと思われるため扱わない。

- 1) 条約において、救済を受ける権利は2条(c)に含まれていると考えられ、性暴力事件の効果的な救済には公正、不偏、迅速な対応が必要である。
- 2) 締約国は、司法判断にも条約上の義務を負う。一般勧告19に鑑み、本事案において、ジェンダー・ステレオタイプをなくすための条約2条(f)と5条(a)に基づく当事国の相当の注意義務は、司法的取扱いにおけるジェンダー・センシティビティのレベルにより判断される。
- 3) 本事案の判決で適用されたレイプ事件に関する一般原則には、ジェンダー・バイアスが反映されている。委員会は、法および実行において、女性が抵抗しない場合には同意が存在するという仮定を用いるべきでないと考える。
- 4) 男女のセクシュアリティについて、加害者の信頼性を支持するようなステレオタイプが散見される。
- 5) フィリピンの改正刑法においては、合意の欠如がレイプの主要因と定義されていない。

一般勧告19の paragraph 24 (b) は、ジェンダーに基づく暴力に関する法がすべての女性に対して適切な保護を与えることを求めている。

6) 通報者は、長期にわたる裁判と判決で用いられたステレオタイプとジェンダーに基づく神話による二次被害によって道徳的、社会的被害、さらには失業による金銭的被害を受けている。

7) 委員会は、当事国が条約1条および一般勧告19とともに解釈すべき2条(c), (f), 5条(a)における義務を充足しておらず、よって通報者の権利を侵害しているという見解を有するものであり、当事国に対して以下を勧告する。

(a) 通報者について

通報者の権利の侵害の重大さに見あう適切な補償を提供すること。

(b) 一般

レイプ事件に関する裁判が不当な遅滞なく行われるよう効果的な措置をとること。性犯罪事件の司法手続が不偏、公正であり、ジェンダーによる偏見やステレオタイプの影響を受けないう、広範な措置により確保すること。

当事国は、6ヶ月以内に本見解および勧

告に関してとられた措置の情報を含む回答を書面で提出すること。また、本見解および勧告を公表、翻訳し、広く配布すること。

*Hayashi (林) 委員による同意意見

当事国の司法的伝統における推定無罪の原則や被告の二重の危険に対する権利等の尊重は、多くの男女によって勝ち取られてきたものであり、女性の人権に関しても重要な原則である。よって、被告の刑事責任について判断することは委員会の任務ではなく、通報者によるジェンダーに基づく神話やステレオタイプがなければ被告は有罪となっていたであろうという主張および委員会は法執行機関、検察、司法における汚職の問題を取り上げるべきであるという主張には賛成しない。

しかし、本事案において、裁判が実質的に遅延し、判決理由がいわゆるレイプ神話に影響されているということには同意する。また、金銭的補償に関する勧告については、裁判の不当な遅延と判決が通報者に被害を与える可能性のある理由に依拠していることに基づくものであり、無罪判決や通報者の経済的損失に対するものではないと理解する。

(担当：近江美保)